佐賀県告示第 440 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 29 年 6 月 20 日

| | 佐賀県知事 | Щ Г | 〕 祥 義 |
|-----|-----------------------------|------------------------------|--|
| 所在地 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域の名称 | 土砂災害 の発生原 因とな現象 の種類 | 土砂災害警戒区域 受害が変更を 受受が でででは ででで でで でで でで でで でで でで でで でで でで でで |
| 鳥栖市 | 東前1(203-028) | 急傾斜地 | 次の図のとおり |
| 平田町 | 東前 2 (203 -029) | の崩壊 | |
| | 東前3(203-030) | | |
| | 鬼迫 (203 -8056) | | |
| 鳥栖市 | 宮ノ下(203 -8054) | | |
| 山浦町 | ーノ坪 (203 -8055) | | |

^{(「}次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び東部土 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)